Ⅺ　減損会計関係

当該年度において減損の兆候が認められたが、減損を認識しなかった固定資産のうち重要なものについては、次のとおりです。

資産用途	種類	場所	帳簿価額（附属設備及び付帯構築物を含む）	認められた減損の兆候の概要	減損の兆候はあるが認識に至らなかった理由
図書資料館等	建物及び附属設備	京都府京都市（国際日本文化研究センター）	556,527千円	当該建物等の取得時に想定された基準に対して入館者数が減少	入館者数の減少はＤＸの普及等に伴う利用形態の変化によるものであって、図書館としての機能は低下しておらず、かつ、将来にわたって当該建物等の一部又は全部を廃止することは予定していないため

Ⅻ　資産除去債務関係

１．資産除去債務の概要

石綿障害予防規則等に基づくアスベスト除去に係る費用を見積もっています。

２．資産除去債務の算定方法

使用見込み期間を残存耐用年数に基づいて見積もり、割引率は期間に応じた国債利回りを使用しています。

３．資産除去債務の総額の増減

期首残高	39,600千円
当期増加額	―円
時の経過による調整額	―円
期末残高	39,600千円

４．貸借対照表に計上していない資産除去債務の概要、債務を合理的に見積もることができない理由

賃貸借契約している土地の上に建設している建物等について、契約終了時における原状回復義務に係る資産除去債務が発生しています。

ただし、現時点では当該契約を解約する予定はなく、また、当該契約上の使用期間が明確ではないことから、資産除去債務を合理的に見積もることが出来ません。このため、貸借対照表に資産除去債務を計上していません。

ⅩⅢ　重要な債務負担行為

当事業年度に契約を締結し、翌年度以降に支払が発生する重要なものは以下のとおりです。

契約件名	契約金額	翌期以降支払額
人間文化研究機構（万博記念公園）国立民族学博物館ライフライン再生	213,950千円	145,530千円
人間文化研究機構（城内）国立歴史民俗博物館収蔵庫外部改修工事	188,320千円	188,320千円

ⅩⅣ　重要な後発事象

該当事項はありません。

大学共同利用機関法人自然科学研究機構令和６事業年度財務諸表に関する公告

国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条の２において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、大学共同利用機関法人自然科学研究機構令和６事業年度財務諸表について次のとおり公告します。なお、同法第38条第４項の規定により附属明細書その他主務省令で定める書類は、(https://www.nins.jp/open/post.html）で公告しています。

令和７年10月17日

東京都三鷹市大沢２丁目21番１号
大学共同利用機関法人自然科学研究機構
機構長　川合　眞紀

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）　（単位：千円）

資産の部		
Ⅰ　固定資産		
1　有形固定資産		
土地		28,752,948
建物	68,840,819	
減価償却累計額	△ 43,018,481	
減損損失累計額	△ 115,969	25,706,368
構築物	3,643,339	
減価償却累計額	△ 3,041,515	601,823
機械装置	10,125	
減価償却累計額	△ 105	10,019
工具器具備品	159,991,162	
減価償却累計額	△143,129,593	
減損損失累計額	△ 295,604	16,565,964